

お客さま各位

2025 年 6 月 30 日

休眠預金等活用法に関する公告（法第 3 条第 1 項、施行規則第 6 条に基づく）

東京都港区芝 5 丁目 3 6 - 7
株式会社 SBJ 銀行

弊行は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第 3 条第 1 項および同法施行規則第 6 条の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告します。

対象となる預金等については、預金保険機構への納付の日をもって、預金債権が消滅することになりますが、引き続き、弊行を通じて、当該預金等の元本および利息に相当する額の金銭（休眠預金代替金）の支払を受けることができます。

1. 対象となる預金等

2015 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 31 日に最終異動日等のあった預金等

2. 預金保険機構への納期限（※）

2026 年 6 月 30 日

（※）法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

以 上